

社会福祉法人まどか 令和2年度事業計画

I はじめに

1 活動理念

「障害のある人もない人も、互いに支えあい、生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会の実現」

2 法人のあゆみと課題

- (1) 本法人は、平成14年(2012年)に「この世に生を受けた全ての人々の生命を慈しみ、育んでいくことによって、共に生きる地域社会づくり」を目指して設立して以来、18年を経過し、職員等の努力により、区内障害者の福祉に一定の実績を残して来た。
- (2) 本法人の特徴は、福祉の心を重視することにあるが、障害者自立支援法の制定(平成17年11月)に伴い、これまでの弱者保護的な施策(入所)から自立生活(在宅)を重視する施策へと転換され、施設もこれまでの行政保護的な「運営」から自立的な「経営」へと移行するようになり、スケールメリットを生かした法人・施設の大規模化による効率的、高収益経営が求められるようになった。
- (3) これらの経営環境の変化に対応するため、法人として平成24年にグループホーム(4床)を、平成25年に相談支援センターを開設し、平成28年にはグループホーム(7床)を増設するなど、規模拡大を図ってきた。
- (4) しかしながら、本法人は収益性の少ない小規模作業所から始めた経緯もあって、いまだ経営基盤は弱く、組織体制も十分ではないことが課題である。

3 本年度の重点事項

(1) グループホーム増設による安定経営

在宅生活を望む精神障害者がなお多くいるニーズに応え、併せて事業の大規模化による安定経営を図るため、JKA(競輪公益事業)補助金申請を行うことにより、新たにグループホームさくらⅢ(7床)の整備を行う。

(2) グループホームの経営を法人の主力事業として事業の拡充を図る。

- ① 入所待機者の管理を行い、稼働率を向上させる。
- ② 入所者の病状把握、生活状態把握を徹底し、必要でない退所希望をなくす。
- ③ グループホームの新たな類型「日中サービス支援型」を踏まえて、既存のグループホームの方向を再検討していく

(3) 職員処遇の改善を図り、人材育成を強化する

- ① 給与規程に定められた職員処遇へと改善、人材確保につなげる。
- ② 働き方改革関連法案に伴う労働法改正に基づく規程の整備を行う。
- ③ 業務内容の見直し、合理化を行い、改善を図る。

(4) 社会福祉法人として、地域との交流強化と地域への貢献を行う

公的性格を有する社会福祉法人の今日的役割として、「地域における公益的取り組み」(注)が求められている。本法人は、早くから福祉有償運送を行い、障害者等の社会参加を支援してきたが、若松区内でも公共交通機関であるバスの運行本数の減少、バスの運行がない地域の増加などで、移動困難な人が増えている。これらの人々の支援として、福祉有償運送の強化を検討する。

この外に地域の防災時の防災拠点として、食料等の備蓄等を行う。

(注) 地域における公益的取り組みとは、

「①社会福祉事業・公益事業を行うに当たって提供される、②日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対する、③無料・低額な料金で提供される、福祉サービスをいう」(平成28年6月1日・社援基発0601第1号厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」)

Ⅱ 事業内容

1 地域活動支援センターまどか（北九州市地域生活支援事業Ⅱ型）

<事業の目的>

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供し、社会の交流を図る。こうした活動を通じて障害者等の地域生活支援を行う。

<事業目標>

利用延人員 2,800人 （30年度利用延人員 2,787人）

<事業の内容及び目標>

1 利用者の障害特性をふまえた活動

(1) ミニデイサービス

- ① 気軽な居場所づくり
- ② 食事と健康づくり
- ③ 衛生状態が十分でない利用者への支援
入浴、衣類選択、衣類乾燥サービスの拡大として洗濯機の増設
- ④ 目的をもって出かける場所づくり
日中活動の導入部分としての居場所、安心できる場所、ステップアップしても帰って来れる場所づくり
ア カラオケ、インターネット閲覧
イ サービスの置いてきぼりになった新規利用者の受け入れ
- ⑤ 相談業務
障害福祉サービス受給者以外の相談を受け付け、問題解決となりそうな窓口の紹介や状況に合った事業所の提案など、分かりやすく丁寧に、相談者の不安を取り除くように、その利用者に丁度いい場所、方法を提示する。

(2) 作業訓練（授産）

- ① 企業の下請け
ア（株）リサイクルテック リサイクル機器の分解作業。
イ 新興アルマー工業（株）ネジの組み立て作業。
- ② 販売事業
ア サービス付き高齢者向け住宅「そよ風」への移動販売。
イ おやつ、季節のペーパークラフト作成
- ③ 紙製使い捨てマスクの作成等状況に合わせた作業

- ④ 障害者優先調達推進法による官公庁需要に対応できる商品開発
- ⑤ 作業を通じた能力の向上
 - ア 作業を通じてルールを守る。
 - イ 季節ごとのペーパークラフト作成販売
 - バザー以外でも作品作成の喜び、買ってもらった喜びを身近に体験する。
 - 作品の情報収集、販売状況の管理を行う。ミニ展覧会の開催。
 - ウ 野菜販売から下ごしらえまで
 - 常備保存がきく野菜の販売、下処理済みの野菜の加工
 - エ 自信のある作業の継続
 - 作業効率、スピードアップなど個別の目標に沿って行う。
 - できる事の拡大。

2 地域交流

- ① 近隣幼稚園バザーなどの地域行事に参加する。
- ② 近隣住民に開かれた施設づくり

3 施設改善

環境整備、使いやすさを見直す

2 グループホームさくら(共同生活援助事業)

<事業の目的>

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者が、主として夜間において共同生活を営む事を通して、相談その他の日常生活上の援助を行う。また、介護等の必要な障害者につき、入浴、排せつ又は食事の便宜を供与する。

<事業の方向>

平成 28 年 6 月、「さくらⅡ」を開設し、総定員 11 名に対し令和 2 年 3 月現在 10 室の利用となっている。

「入院医療中心から地域生活中心へ」の流れの中で、精神障害者入所施設の設置に取り組む法人、医療機関も増えており、入所者獲得競争の激化が予測される。当法人としては、きめ細かなサービス提供により、利用者や家族、医療や福祉の関係者に必要とされるグループホームとなる努力が必要となる。また、定着した利用者の中には、一人暮らしなどステップアップを目標にできそうな人もいる。そのため、今までとは違ったタイプのグループホームの増設をする。

また、入居継続中に「出来なくなったこと」、「できにくくなったこと」のみられる利用者もおり、利用者にあった必要なサービスを導入していく。

<事業目標>

稼働率の向上：目標 94.6% (30 年度実績 84.9%、31 年度見込み 93.7%)

平成 31 年度の月平均利用者は 10.5 人(定員 11 人)であった。

利用者間で起こった騒音問題を解決し、体験申込者が見込まれる。

対 策：受入れ先の拡大（これまでの住田病院以外の病院からの利用者拡大）
体験入所の働きかけ

<事業の内容と目標>

(1) 利用者の希望・期待の把握と対応

利用者とのコミュニケーションを強化して把握し、適切に対応する。

(2) 利用者の健康管理

精神科的安定は当然のことながら、成人病に気を付ける年齢に達している利用者が多くおり、北九州市の検診制度の利用や事業所としての集団検診など検討し具体化させていく。感染症予防のための帰着時の手洗い、うがいの強化。加齢により、衛生が保たれにくくなった利用者のケアに注目していく。

(3) 利用者の病状把握と対応

- ① 病状変化の早期発見、早期対応。
- ② 服薬確認。
- ③ 病気、病状、障害について利用者の理解を深める。

- ④ 衛生、排泄ケアの適切な対応。

(4) 利用者の生活スキルアップへの援助

① 新たな自立への支援

開所時から8年間入所されている方もおり、本施設から自立して市営アパート・民間アパートなどでホームヘルプサービスを受けながら生活ができるよう、その前段階としての必要な援助を行う。

- ##### ② 掃除、洗濯、部屋の片付け、清潔、身だしなみ、健康管理、金銭管理など日常生活での支援を行う。

(5) 施設における安心・安全な生活環境の整備

① 防犯カメラの設置

② 夜間警備体制の充実（警備保障会社に委託）

③ 夜間管理体制（職員の当直）を検討

(6) レクリエーション行事の実施

バスハイク、野球観戦、食事会などを行う。

(7) 利用者間の交流を図る

利用者の異動が少なく経過しているが利用者間の交流が特定の人に限られる傾向にある。交流の輪が行事などを通じ広がるようにしていく。

(8) 利用者、ご家族等との意見交換を図る

利用者、ご家族等との意見交換の機会を設け、より良い雰囲気づくりをする。

(9) 利用者の不安を取り除くようなきめ細やかなサービスを心掛ける

入所時、日中活動のステップアップ時などサービスに慣れていない状態のとき、利用者の立場でわかりやすく、安心できるように対応していく。

<推進体制の強化>

(1) 職員教育の強化

利用者の状態変化もみられるため、世話人として適切なケアができるように必要な教育、研修を行う。

(2) 感染症の予防に努める

職員、利用者ともに感染症の予防に努め、職員とその家族の健康状態に気を配る。

3 相談支援センターまどか（相談支援事業）

<事業の目的>

相談支援専門員（ケアマネージャー）が障害のある方や介護者等から様々な不安や悩み等の相談を受けるとともに、地域で安心して生活していくために必要なサービス等が利用できるように支援する。また、精神科病院や障害者支援施設等から地域での生活を希望される方の相談に応じ、入院(所)中、そして退院(所)後も地域で安心して生活できるように支援する。

<事業の方向>

(1) 利用者増に取り組む

平成 25 年 4 月から事業を開始し、平成 31 年度末現在、相談支援専門員 1 名体制で利用者 55 名関わっている。相談支援事業では担当職員 1 名の収支分岐点が 70 名と言われており、質を落とさないで利用者増に取り組む。

(2) サービスの質の向上に取り組む

① サービス利用の置いてきぼりをつくらない

② 相談支援専門員全体の底上げを図る

障害福祉サービスを利用しているうちに、「事業所との相性の悪さ」や「スキル不足」などの理由で障害福祉サービスを利用できなくなったなど、行き場のない利用者が一割ほどみられる。

利用者に「別の事業所に移る」気持のある場合は、一緒に探すことができるが、障害特性ゆえそのままフェードアウトしてしまう場合も多い。そうすると関係性は断たれてしまい、計画立案もできなくなってしまう。現在利用休止中の利用者や予備軍が 5 名いる。他事業所の対応改善も求められるが、本年度は利用休止中の利用者や予備軍に地活と協力して再度障害福祉サービス利用の気持高めてもらうことを目標とする。

また、事業所、相談支援専門員の不適切な対応のため、障害福祉サービス利用を中止してしまう事態を防ぐ意味で、主任相談支援専門員へとチャレンジする。

最近、他の相談支援事業所の閉鎖が目立つようになり、行き場を失った利用者が新規となることも考えられるため、利用者個人へのきめの細やかなフォローとニーズへの対応を引続き行いながら、利用者数増を見込む。今年度の重点目標の「サービスの置いてきぼりを作らない」ため、地域活動支援センターと協力する。

<事業目標>

延相談請求件数 138 件

31 年度見込 54 名登録 延 126 件 (30 年度実績 107 件)

モニタリング期間	1 か月	3 か月	6 か月	12 か月	合計
人数	1 名	4 名	49 名	0 名	54 名

令和2年度目標 60名登録(内新規6人) 延138人

モニタリング期間	1か月	3か月	6か月	12か月	合計
人数	1名	4名	55名	0名	60名

※モニタリング期間1か月の場合、年間12回のモニタリングの請求
モニタリング期間3か月の場合、年間4回のモニタリングの請求

<事業の内容と目標>

(1) 特定相談支援事業

① 基本相談

障害者・児やご家族からの相談に応じ、必要な情報と提供及び助言等の必要な便宜を提供する。

② 計画相談

障害者・児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

(2) 一般相談支援事業

① 地域移行支援

精神科病院や障害者支援施設等から地域生活への移行を希望される方に対し、その計画を作成したうえで、地域にある障害福祉サービスの体験や、一人暮らしに向けた体験宿泊、家を探す手伝い等を支援する。

② 地域定着支援

地域生活に移行した方や、家族の同居から一人暮らしに移行した方、地域生活（一人暮らし）に不安が多い方等に対し、安心した生活ができるようにサポートする。

緊急時には、訪問や24時間365日での相談等を実施する。

(3) 利用者、職員の感染症予防に努める

感染症予防としての手洗い、うがいの励行を行う。利用者、職員の体調管理により、電話モニタリングなどの手段を利用する。

4 公益事業

<事業の目的>

法人発祥の契機となったボランティア組織「河童クラブ」から続く事業である。障害福祉制度、施策が整えられる中、制度、施策の狭間におかれ苦勞している障害者・児、その家族のために実施している。当法人の活動の源流を啓示する事業として継続して行く。

<事業の内容>

(1) 生活支援事業

食事提供、緊急ショートステイ、自費ヘルパー（制度によらない）

(2) 福祉有償運送（自己負担）

<事業目標>

(1) 必要に応じて適宜対応する。

消費税増税時に食事提供や福祉有償運送などの原価上昇時に、利用者に理解をしていただき、値上げ等の対応を迅速に行う。

(2) 食材仕入れの工夫をする。

食材仕入れでロスのないように、仕入単価の確認、最小ロットなどの確認などの徹底強化し、利益率を上げる。

(3) 事故防止を心掛ける。

内部研修、アルコールチェック等の自己点検の励行。

(4) 利用者のニーズに応えられる体制の強化

福祉有償運送で、若松区内での活動内容を正しく伝え、一件でも多くニーズに応えられるようにする。

(5) 感染症予防に努める

公益事業各種の職員、利用者ともに体調変化に気を配り、感染症予防に努める。

5 広報活動

- (1) ホームページにて、事業計画、計算書類等の閲覧。
- (2) 地活の機関紙の発行
施設利用者その家族、理事、評議員をはじめ地域の事業所、医療機関、職員等に配布して、法人の活動の様子等の周知を図る。
- (3) わかまつ社協だより、若松環境衛生だより
地域住民に配布される印刷物に年に一度の広告掲載。
- (4) おいべっさん(恵比寿まつり)の提灯など目につくところでPR。

6 地域との交流強化と地域への貢献

- (1) 特に波打地区の方々の理解を深めるために、法人活動の周知や地域行事への参加、実施事業や行事への住民参加、施設機能の地域開放に努め、交流を深める。
- (2) 近隣の福祉施設との交流を図り、相互理解のもと新たなサービスの創造
- (3) 近隣地域への貢献として、法人施設を小さな防災拠点としての活用に供するための準備を進める。自治会との災害時の協定締結に伴い、非常時の精神障害者の避難場所としての整備を行う。
- (4) 障害者施設、障害者は地域に敬遠されがちであるが、公共マナー、法令順守などの啓発を行い、地域に溶け込めるようにする。

7 災害発生時に向けた体制強化

(1) 防災訓練・避難訓練の実施

施設利用者や職員の安全・安心のために、定期的に防災・避難訓練を実施する。また、消防当局の指導に従い設備の点検を確実に行う。

(2) 災害時対策の準備

① 施設の対策

障害者施設としての備えを取り組むと共に、地域の協力を得ながら、物的な備蓄・人的な仕組みづくりを進める。

② 近隣地域への貢献

近隣地域への貢献として、法人施設を小さな防災拠点としての活用に供するための準備(食料や災害対策用品の備蓄など)を進める。

自治会との災害時の協定締結に伴い、非常時の精神障害者の避難場所としての整備を行う。(再掲)

(3) 緊急時の対応

衛生用品の準備をする。使い捨てマスク、消毒用アルコール等の備蓄。
いただいた紙パンツ等の備蓄。

8 利用者の権利擁護

<目的>

障害者及び障害児が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことが必要である。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、日々、取り組んでいく。

<内容>

当法人の規程に、次のような人権擁護の主旨を織り込むとともに、職員の研修、利用者への啓発を行い、不適切な対応を防止します。

(1) 人権尊重の徹底

法人の規程に人権擁護の主旨を改めて織り込み、職員の研修、利用者への啓発を行い、不適切な対応を防止する。

(2) 個人情報管理

個人情報の守秘について、職員に徹底した理解と遵守を研修などで指導する。

(3) 苦情相談等への対応

法人内に利用者等のための苦情相談制度を整備し、法人のサービス提供により利用者等に損害が生じた場合は、法人が誠意をもって対応する。

9 職員研修

職員の資質向上のために、職員へ次のような研修の受講、協力を奨める。

- ① 外部研修への参加
- ② 法人内部の研修の充実
- ③ 接遇の向上ための研修の実施
- ④ 専門性の研鑽
- ⑤ 地域の皆様にも参加いただける企画を検討
- ⑥ 資格取得への協力
- ⑦ 感染症予防の研修の強化

10 職場環境整備

職員が働きやすい職場環境を造るために、職員などの意見を参考しながら、施設の改善、各種規程等の整備、などに努める。

11 施設老朽化対策

施設の経年化により改善する箇所が生じた場合は、安全第一に着実に補修を行う。利用者、職員の活動のしやすさ、安全対策を考慮して早めの改修を行う。